

札幌市乳幼児フォスタリング事業仕様書

1 目的

2歳未満を中心とした乳幼児の養育を希望する養育里親のリクルート及び研修、登録後の支援を一体的に実施し、質の高い里親養育体制を確立するとともに、更なる里親委託の推進を図る。

併せて、乳幼児からの養育が中心となる養子縁組里親についても、研修、登録後の支援を一体的に実施し、更なる里親委託の推進を図る。

2 委託業務の内容

(1) 里親リクルート事業

2歳未満を中心とした乳幼児の養育が可能な養育里親のリクルート活動等を企画立案し、実施する。

(2) 里親研修事業

ア 新規養育里親登録研修(1回あたり5名程度)

受託者が2(1)の事業でリクルートした里親登録希望者又は委託者から推薦した里親登録希望者に対し、平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養育里親研修制度の運営について」により定められた里親登録に必要な研修を実施する。

また、委託者が実施する里親登録のための家庭訪問調査に同行し、研修受講の評価を踏まえ、里親希望者のアセスメントを実施する。

イ 新規養子縁組里親登録研修(1回あたり20名程度)

養子縁組里親登録希望者に対し、平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められた里親登録に必要な研修を一体的に実施する。

なお、上記アの研修と共通で実施可能な科目については、共同実施として差支えない。

また、委託者が実施する里親登録のための家庭訪問調査に同行し、研修受講の評価を踏まえ、里親希望者のアセスメントを実施する。

ウ レベルアップ研修(1回あたり50～60人程度の参加を想定)

札幌市登録里親を対象に、乳幼児の委託に必要な知識・養育技術の習得を目的とした研修で、講義や演習を実施する。

(3) 里親トレーニング事業(受講対象者は年間20人を想定)

乳幼児の養育に関するトレーニングの受講を希望する里親に対し、養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次のア～ウについて、継続かつ反復して実施する。また、講義を除いて少人数のグループでの実施を原則とする。

- ア 演習(事例検討・ロールプレイ)
- イ 外部講師による講義の実施
- ウ 施設及び既に子どもが委託されている里親宅における養育実習

(4) 里親委託推進等事業

- ア 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、委託者が行う、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を補助する。
- イ 委託者が指定した未委託の養子縁組里親を訪問し、生活状況及び受託意向を確認し報告する。

(5) 里親訪問等支援事業

2 (2)ア及びイの研修を受講し登録した里親又は委託者から指示した里親に対し、委託前、委託中、委託後等の状況に応じて、必要な訪問支援を実施する(一時保護委託中の里親を含む)。

3 事業の実施体制

この事業は、里親リクルート担当職員(以下「里親リクルーター」という。)を2名以上、里親トレーニング担当職員(以下「里親トレーナー」という。)及び訪問等支援員を各1名以上配置し、その内1名を統括責任者として児童相談所へ定期的に又は随時に報告しながら実施すること。

なお、里親リクルーター及び里親トレーナー、訪問等支援員の資格条件は以下の(1)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (4) 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者
- (5) 委託者が(1)～(4)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

4 実施方法

事業の実施に当たっては、平成30年7月6日子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長『「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について』の内容を踏まえて実施すること。

(1) 里親リクルート事業

- ア 乳幼児の養育が可能な養育里親の確保を目的とした普及啓発活動を実施すること。

イ 里親リクルートにあたっては、保護を必要とする子どものニーズや特性を理解してもらうとともに、里親の役割や重要性を正しく理解できるよう説明を工夫すること。

ウ 実施にあたっては、委託者と調整の上、普及啓発・リクルート活動の内容及び年間スケジュールを委託契約後 30 日以内に提出すること。

エ 事業実施にあたり、チラシ等の広報啓発物を作成する場合は、委託者に事前に内容について承諾を得ること。

オ 里親リクルーターは、委託者から要請があった場合は、委託者が主催する里親支援機関との会議等に参加し、事業の進捗状況や内容について説明すること。

カ 受託者は、四半期毎に事業の実施状況について、任意の様式にて委託者に報告すること。

(2) 里親研修事業

ア 研修の開催頻度は、以下のとおりとする。

2 (2) ア及びイの研修は、年 3 回程度実施すること。

2 (2) ウの研修は、年 3 回(各回講義・演習合わせて 1 日程度を想定)程度実施すること。3 回のうち 1 回は、養子縁組里親の養育技術等の向上を目的とした内容とすること。

イ 研修講師、研修内容については、事前に委託者と調整の上、決定すること。

ウ レベルアップ研修の中で演習を行う場合は、研修が効果的になるよう、少人数のグループで実施するなど工夫すること。

エ 参加者に対し、必要な託児を用意すること。

オ 受託者は、委託者から提供のあった対象者リスト(様式 1)に基づき、委託者と日程調整の上、研修を実施すること。

カ 受託者は、毎回の研修終了後に様式 2 の報告書を遅滞なく提出すること。

キ 2 (2) アのアセスメントを実施した場合、様式 3 の報告書を速やかに提出すること。

ク 里親トレーナーは、委託者から要請があった場合は、委託者が主催する里親支援機関との会議等に参加し、研修に参加した里親等の現況を報告すること。

(3) 里親訪問等支援事業

ア 委託中の訪問は、平成 23 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「里親委託ガイドラインについて」に沿った訪問回数を確保すること。

イ 受託者は、毎回の訪問等支援後に様式 2 の報告書を遅滞なく提出すること。

ウ 訪問等支援員は、委託者から要請があった場合は、委託者が主催する里親支援機関との会議等に参加し、訪問した里親等の現況を報告すること。

5 費用負担

事業実施に係る講師謝礼、会場費、託児費用、実習に要する費用(実習時の賠償責任保険を含む)は、受託者の負担とする。

6 留意事項

- (1) すべての研修は無料とし、受講者から受講料や教材費などは徴収しない。ただし、養育実習で食事を提供する場合は、その実費を受講者に対し請求できるものとする。
- (2) 実習にあたっては、里親の怪我や、里親が法的な賠償責任を負う場合に備え保険に加入するものとする。
- (3) 研修会場については、多くの希望者が受講できるよう、交通の利便性を考慮すること。また、土日の開催を設定するなど、日程についても配慮すること。
- (4) 2 (2) 及び 2 (3) の事業について、実施に必要な通知等の発送、取りまとめ、委託者への提出は、委託者の指示に従い受託者が行うこと。
- (5) 研修に必要な資料等は、受託者が講師と調整して準備すること。受講者に配布する研修資料等の印刷は受託者が行い、その費用は本業務の契約に含むものとし、委託者からは別途支給しない。
- (6) 会場の設営、準備等は受託者が行うこと。
- (7) 事業の実施にあたっては、札幌市里親会等の里親支援機関や里親登録者からの意見を聴取すること。
- (8) 委託費の支払いは、四半期毎の役務内容の検査に合格後、請求に基づき支払うものとする。
- (9) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に関わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 著作権等

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権(著作権法(昭和 45

年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作権が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等について、必要事項を報告しなければならない。

札幌市乳幼児フォスタリング事業受講対象者リスト
(新規里親登録研修)

令和 年 月 日

- 1 対象者
別紙リストのとおり

札幌市乳幼児フォスタリング事業受講対象者リスト
(レベルアップ研修)

令和 年 月 日

- 1 対象者
別紙リストのとおり

札幌市乳幼児フォスタリング事業実施報告書 (新規里親登録研修)		令和 年 月 日
(あて先)札幌市長	実施機関	印
受講人数	_____人 ※受講者リストを添付すること	
実施日	_____	
実施者	_____	
実施場所	_____	
研修内容	_____	
受講者の感想	アンケート等を添付すること	

札幌市乳幼児フォスタリング事業実施報告書 (レベルアップ研修)		令和 年 月 日
(あて先)札幌市長	実施機関	印
受講人数	_____人 ※受講者リストを添付すること	
実施日	_____	
実施者	_____	
実施場所	_____	
研修テーマ	_____	
	※研修資料を添付すること	
研修の効果	_____ _____ _____ _____ _____	
受講者の感想	アンケート等を添付すること	
里親トレーナーの評価等		

札幌市乳幼児フオスタリング事業実施報告書
(里親訪問等支援事業)

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

実施機関

印

里親氏名 里父： _____ 里母： _____

支援年月日

実 施 者

実施場所

【内容】

【対応】

札幌市乳幼児フォスタリング事業実施報告書 (アセスメント情報シート)	
(あて先)札幌市長	令和 年 月 日 実施機関 印
受講者氏名	里父希望者： _____ 里母希望者： _____
研修修了日	_____
【研修修了にかかる評価】 【里親希望者のアセスメント】 ①社会的養護を必要とする子どもやその実親に対する適切な理解があり、誤解や偏見はないか。 ②子どもと実親等との関係を尊重することが求められることについて理解があるか。 ③多様な文化や価値観を受け入れる寛容度はあるか。 ④里親委託が公的な養育であることについての理解があるか。 ⑤精神的な安定感があるか。適切なストレス対処行動がとれるか。 ⑥自己評価が適切にできているか。 ⑦家族、親族及び友人との人間関係が適切に構築できているか。これらの者の理解やサポートが得られるか。 ⑧養育チームを組むために必要なコミュニケーション力があり、困ったときに助けを求めることができそうか。 【全体的考察】	

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる